



佐賀県公報

平成17年
1月31日
(月曜日)
第12562号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働誌) 一
○都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 (おがひのびの里興誌) 一
○土里松政区役所の再任理 (観望報興誌) 二

○ 公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年3月17日までさが元気ひろば (県民総合相談・情報提供窓口) において縦覧に供する。

平成17年1月31日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあつた年月日
平成17年1月17日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人アトバンス

(2) 代表者の氏名 本岡 信義

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市古野町224番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的ハンディキャップ等を持つ人およびその家族などに対

して、自立と社会参加の促進に関する事業を行い、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則 (昭和45年佐賀県規則第37号) 第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成17年1月31日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開催の日時及び場所

日時 平成17年2月27日 (日) 午後2時から

場所 伊万里市松島町350番地4 伊万里公民館

- 2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画法

伊万里都市計画の変更

- 3 都市計画法案の概要

(1) 変更の対象とする都市施設

伊万里都市計画における道路

(2) 変更の対象とする道路

ア 1・5・1号 東山代山代線

イ 1・4・2号 南波多東山代線

ウ 3・3・11号 二里山代線

エ 3・5・20号 楠久里線

(3) 変更の内容

ア 1・5・1号 東山代山代線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 伊万里市東山代町大字長浜字柘蔵坊、字中土居、字奥

裏、字北土居、字田土居尻脇及び字天神堀地内、大字天神字天神地内並びに大字里字正手、字五反田、字陣内、

宇船、字七郎峯及び字後川地内並びに山代町大字楠久字米倉石、字茅野棚、字下福、字沖ノ田、字山崎、字樋渡及び字切寄地内、大字福川内字倉持地内、大字鳴石字湯ノ谷地内、大字峰字北切寄、字川ノ上、字成原、字峰及び字浦野地内、大字久原字崩岩、字藤ノ尾、字飯盛、字矢ノ宗、字堀田、字花房、字上場、字栗山、字古園、字三本松、字草津、字伊勢越、字打越、字大波瀬、字浜崎、字千把ヶ岳、字城休及び字迫崎地内並びに大字立岩字苗代田、字尾路崎、字大川口、字桑阪、字門ノ上、字天神、字黒藻、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川測、字中ノ谷、字亥ノ子ヶ倉及び字小松堀地内

イ 1・4・2号 南波多東山代線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 伊万里市南波多町大字府招字長田、字小原及び古道地内、大坪町甲字高尾、字石原川内、字平古場、字東大川及び字永山地内、脇田町字長谷、字平野、字清水、字瓶屋、字志本谷、字三本谷、字向工田及び長恩寺地内、木須町字藤ノ尾、字名切、字馬伏、字戸ノ須・辺古島及び字古戸渡島地内、松島町字棚地内、二里町大字八谷棚字伊万里二本松、字伊万里三本松、字有田三本松及び字有田五本松地内並びに東山代町大字日尾字銭亀並びに大字長浜字下り松、字長浜一及び字祐藏坊地内

ウ 3・3・11号 二里山代線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内

削除する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内

エ 3・5・20号 楠久里線

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 伊万里市山代町大字楠久津字新田地内並びに東山代町大字里字新田及び字後川地内

4 都市計画案の縦覧場所

伊万里都市計画の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、伊万里土木事務所及び伊万里市都市開発課で平成17年2月25日(金)まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成17年2月21日(月)までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7159)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上場土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成17年1月31日

佐賀県知事 古川 康

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退 任 年 月 日 |
|-----|-------|------------------|-------------|
| 理 事 | 井手 昭二 | 唐津市北波多徳須慮1027番地 | 平成16年12月28日 |
| ” | 山中 幸光 | ” 鎮西町名護屋4194番地第2 | 平成17年1月12日 |